

ID: 291

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	長門市公民館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第165号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し) 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、その使用を中止させ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。 (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日